

○国立大学法人埼玉大学兼業規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 114号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成30. 7.26 30規則1

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第37条の規定に基づき、教職員の兼業に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(兼業の許可基準)

第2条 この規則による兼業は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合は、許可するものとする。

- (1) 兼業に従事しても職務の遂行に支障が生じるおそれがない場合
- (2) 教職員と兼業先との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合

(営利企業の事業への関与制限)

第3条 教職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねてはならない。ただし、大学教員が次に掲げる営利企業の役員等の職を兼ねる場合については、この限りではない。

- (1) 技術移転事業者（TLO）の役員等（監査役及び社外取締役を除く。）
- (2) 研究成果活用企業の役員等（監査役及び社外取締役を除く。）
- (3) 株式会社又は特例有限会社の監査役又は社外取締役

2 教職員は、自ら営利企業を営んではならない。ただし、小規模の不動産又は駐車場の賃貸については、この限りではない。

3 第1項の規定により許可された兼業については、その状況について公表するものとする。

(他の事業への従事の許可)

第4条 教職員は、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ねる場合、又はその他いかなる事業（第5条に該当する場合を除く。）に従事する場合にも、許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、官公庁等からの依頼に基づき行う兼業は、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書を事前に提出することによって許可を得ることができる。

(教育研究活動に関する兼業)

第5条 教員は、教育研究活動に関する兼業を行おうとする場合にも、許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人、大学共同利用機関法人その他官公庁等からの依頼に基づき行う教育研究活動に関する兼業（役員等を兼ねる場合を除く。）は、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書を事前に提出することによって許可を得ることができる。

（兼業の許可期間）

第6条 許可することができる兼業（第3条第1項により許可する兼業を除く。）の期間は、1年以内（法令等に任期の定めがある職につく場合は、4年を限度）とする。ただし、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではない。

（兼業の申請手続）

第7条 教職員は、兼業の許可を得ようとする場合は、所定の申請書に次に掲げる資料を添付し、相当の期間において、事前に申請するものとする。

(1) 兼業先からの依頼状

(2) その他参考となる書類（寄附行為、定款等）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する短期間の兼業（任期がないものに限る。）の場合、又は本規則の定めにより兼業先からの依頼状及び本人の承諾書の事前提出によって許可を得ることができる兼業の場合は、申請書の提出を要しない。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、既に許可を受けている兼業については、施行日以後、新たにこの規程による許可を要しない。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成30. 7. 26 30規則1）

この規則は、平成30年7月26日から施行する。